

答  
弁  
第  
七  
九  
号

令和七年十一月二十八日受領

内閣衆質二一九第七九号

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市早苗

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員長友よしひろ君提出衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長友よしひろ君提出衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「その比率が制度理念として持つ意義」の意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院の選挙制度については、令和七年十一月十三日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「一般的に、小選挙区制は政権選択について国民の皆様の御意思が明確に示されるということござります。

それから、比例代表制は多様な民意をそのまま選挙に反映して、少数勢力も議席を確保し得ると言われております。」、「それぞれに今申し上げたような意義があることから、小選挙区比例代表並立制というのは、民意の集約による政権選択機能と多様な民意の反映機能という二つの機能の実現をその基本理念としている」と述べたとおりである。

二及び三について

御指摘の「民意反映機能を一方的に縮減する「制度的暴走」」及び「「民意の反映」「地域代表制」「政治の安定」の三要素の均衡」の意味するところが必ずしも明らかではないが、衆議院議員の定数の在

り方については、議会政治の根幹に関わる問題であることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えており、政府としてお答えすることは差し控えたい。